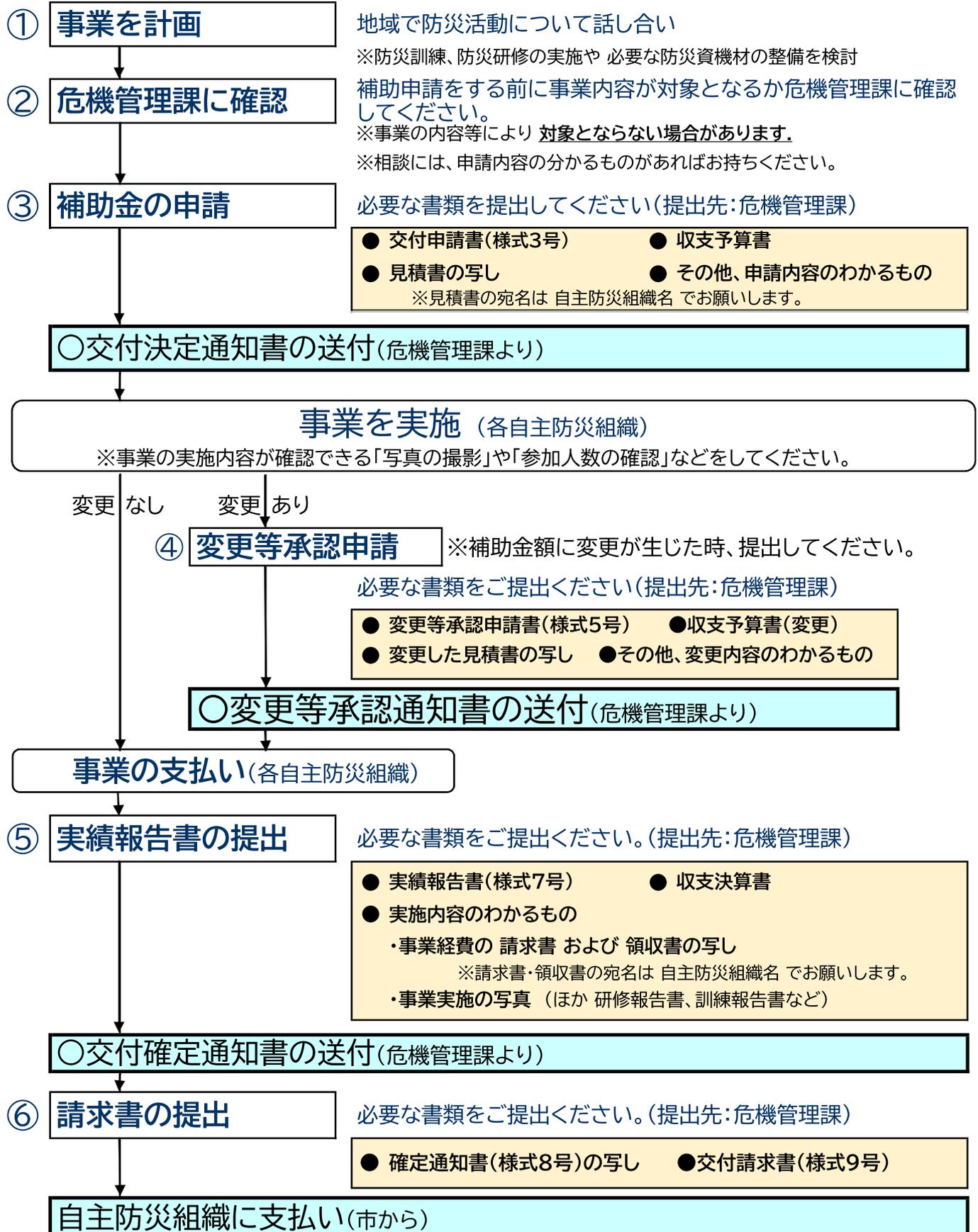


南あわじ市自主防災組織育成事業 補助金申請の流れ

● 補助金を受けようとする事業を実施する場合は、必ず事前に申請し、交付決定を受けてください。

申請書は、市のホームページからダウンロードいただくか、危機管理課までご連絡ください。

● 補助金の申請は1年間に2回行えます。



◆ 南あわじ市自主防災組織育成事業補助金について

南あわじ市自主防災組織育成事業補助金は、地域における防災活動の主体となる自主防災組織の育成及び活性化並びに消防団との連携強化を図るとともに、自主防災組織による防災資機材等の整備を促進することを目的としています。

① 結成認定通知を受けた日から 最長3年間で利用できる補助

■ 自主防災組織の整備を図る事業

事業名	世帯数	限度額(※)	補助率
自主防災組織の整備を図る事業 (結成3年以内に使用)	200世帯以上	700,000円	対象額の4/5 ※ただし、算出された額の1,000円未満の端数は切捨
	150世帯以上200世帯未満	600,000円	
	100世帯以上150世帯未満	500,000円	
	50世帯以上100世帯未満	400,000円	
	50世帯未満	300,000円	

※限度額の範囲で申請できます

上記の「自主防災組織の整備を図る事業」が完了後



② ①の「自主防災組織の整備を図る事業」が完了後の補助

■ 自主防災組織の活性化を図る事業

事業名	世帯数	限度額(※)	補助率
自主防災組織の活性化を図る事業 (毎年度の金額)	200世帯以上	250,000円	対象額の4/5 ※ただし、算出された額の1,000円未満の端数は切捨
	150世帯以上200世帯未満	210,000円	
	100世帯以上150世帯未満	170,000円	
	50世帯以上100世帯未満	140,000円	
	50世帯未満	120,000円	

※限度額の範囲で「毎年度」申請が可能です

○ 注意事項

- ・補助金を利用される場合は、必ず実施前に申請してください。
- ・補助金額は、該当する費用に 4/5をかけて計算し、1,000円未満の端数は切捨てます。
- ・年度当初の世帯数に応じ補助金の限度額を決定します。
- ・必要経費の支払い完了後、実績報告を行ってください。
- ・申請書類等に押印は不要です。
申請様式に担当者氏名、連絡先、発行責任者又は担当者氏名を記入して下さい。
担当者氏名には申請者、連絡先には、担当者の電話番号（携帯可）、補助金等交付請求書の発行責任者又は担当者氏名には、代表者または担当者氏名を記載してください。

*** お問い合わせ先 ***

南あわじ市危機管理部 〒656-0492 南あわじ市市善光寺22-1
危機管理課 Tel. 0799-43-5203 Fax. 0799-43-5303
メール kikikanri@city.minamiawaji.hyogo.jp